

稚 監 査 第 323 号

平成 31 年 2 月 15 日

稚 内 市 長	工 藤 広 様
稚 内 市 議 会 議 長	中 井 淳 之 助 様
稚 内 市 教 育 委 員 会 教 育 長	表 純 一 様

稚 内 市 監 査 委 員	薄 田 嘉 継
稚 内 市 監 査 委 員	吉 田 孝 史

平成 30 年度第 1 回定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による第 1 回定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

## 平成 30 年度 第 1 回定期監査報告書

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査を実施した監査委員名

稚内市監査委員 薄 田 嘉 継

稚内市監査委員 吉 田 孝 史

### 3 監査の概要

#### (1) 監査の実施期間

平成 31 年 1 月 10 日から平成 31 年 2 月 7 日まで

#### (2) 監査の対象とした部局

全部局（企業会計所属部署を除く。）

#### (3) 監査の対象とした範囲

平成 29 年度 支出事務 第 21 節「貸付金」

#### (4) 監査の着眼点

貸付金の支出が、関係諸法令に準拠して適正に施行され、違法・不当な支出、適正かつ効率的に行われているかどうかを基本方針として実施した。

### 4 監査の結果

今回の定期監査は支出事務を対象とし、支出科目『貸付金』（現金出納員に対する釣銭用の貸付金を除く。）について、全庁各部局を対象として事前調査を行い、うち 4 課に対し監査を実施した。

監査の実施に当たっては、貸付金に係る支出等の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、また、所管課における金融機関との契約手続や、対象者への貸付手続が関係規定に則り適正に執行されているかなどについて、提出を受けた関係書類等を審査し、事実確認のため担当職員から事情聴取を行った。

その結果、金融機関及び貸付対象者との契約手続等は的確に処理されており、一部の帳票において記載の不備等が見受けられたとはいえ、おおむね適正な執行及び処理がなされていると認められる。

今後とも貸付金制度の運用に当たっては、安全かつ確実な方法により制度を運用していただくことを望むものである。

平成30年度 第1回定期監査「実施箇所」一覧表

## ■支出事務：第21節『貸付金』

No.	監査執行部課名		執行 件数	款項目節	備 考
1	まちづくり 政 策 部	地方創生課	1件	2・1・6・21	医師確保対策事業（開業資金貸付金）
2	生活福祉部	健康づくり課	1件	4・1・1・21	保健師確保貸付事業（保健師確保貸付金）
3	建設産業部	水産商工課	1件	7・1・1・21	制度資金支援事業（稚内市中小企業特別 融資貸付金）
4	教 育 部	教育総務課	1件	10・1・2・21	稚内北星学園大学支援事業（稚内北星学 園大学運営費貸付金）